

2024年5月10日

各位

会社名 株式会社ネクストジェン
代表者名 代表取締役 執行役員 社長 大西 新二
(コード:3842 東証グロース)
問合せ先 執行役員 管理本部長 上田 豊
(TEL. 03-5793-3230)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2024年6月27日開催予定の第23回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

当社は、2016年6月23日開催の第15回定時株主総会において、第8号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額及び内容決定の件」において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）（以下、「対象取締役」といいます。）に対して本制度を導入しております。

その際、譲渡制限期間について「割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間」としてご承認いただいておりますが、本定時株主総会において、「割当を受けた日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位のいずれかの地位からも退任する日までの期間」に改定する旨を付議します。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、本制度における譲渡制限の解除及び退任または退職時の取扱いについても必要な修正を加えることとなります。なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済の譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではありません。

2. 本制度改定の目的及び条件

本改定は、対象取締役が退任または退職時まで譲渡制限付株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高め、株主の皆様と価値共有を可能な限り長期間にわたり実現させることを目的とするものであり、対象取締役の譲渡制限期間等を改定するものであることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

以上の改定点の他に、本制度内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2016年5月20日付で公表した「譲渡制限付株式による役員向け報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上